

障害者虐待に関する調査結果について（平成28年度分）

厚生労働省による「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づく対応状況等に関する調査」について，県分の調査結果がまとまりましたので公表します。（平成28年4月1日から平成29年3月31日の調査結果。全国データは，平成29年12月27日に厚生労働省が発表済み）

<宮城県の調査結果推移>

（単位：件）

類型	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害者福祉施設従事者等による虐待	相談・通報・届出	19	35	33	23
	虐待の事実有り	4	9	6	3

※ 件数は，県及び市町村が対応した件数

1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応状況等

(1) 相談・通報・届出件数

平成27年度	平成28年度	増減
33件	23件	△10件（△30.3%）

(2) 相談・通報・届出者

「当該施設・事業所職員」が30.5%と最も多くなっている。

相談・通報者	人数	比率（%）
被虐待者本人	6	26.2
家族・親族	2	8.7
近隣住民・知人	1	4.3
教職員	1	4.3
当該施設・事業所設置者・管理者	2	8.7
当該施設・事業所職員	7	30.5
当該施設・事業所元職員	2	8.7
運営適正化委員会（社会福祉法第83条）	1	4.3
その他	1	4.3
合計	23	100.0

注）1件の事例について複数人から相談・通報・届出があった場合は重複して計上。

(3) 県及び市町村による虐待事実の確認調査結果

虐待の事実が認められた事例は3件であった。

種別	件数	比率 (%)
虐待の事実が認められた事例	3	13.1
虐待の事実が認められなかった事例	17	73.9
虐待の事実の判断に至らなかった事例	1	4.3
明らかに虐待はなく、事実確認調査不要等	2	8.7
合計	23	100.0

注) 1件の事例について複数の市町村が事実確認調査を行った場合は重複して計上。

(4) 虐待の状況

①虐待の種別

身体的虐待	1件
性的虐待	0件
心理的虐待	0件
放棄・放置	0件
経済的虐待	2件
合計	3件

②サービス種別

共同生活援助	2件
障害者支援施設	1件
合計	3件

注) 1件の事例について複数の虐待種別があった場合は重複して計上。

③虐待を行った従事者の職種

管理者	0人
職業指導員	0人
生活支援員	1人
設置者・経営者	0人
その他従業員	2人
合計	3人

④県及び市町村が障害者虐待に対して取った措置

施設・事業所に対する指導	1件
施設・事業所からの改善計画の提出依頼	1件
虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導	0件
報告徴収, 質問, 立入検査	0件
改善勧告	2件
指定の効力の全部又は一部停止	0件
合計	4件

注) 1件の事例において複数人が虐待を行っていた場合は重複して計上。

注) 1件の事例に対して同種の措置を複数回行った場合でも1件として計上。

2 本県における障害者虐待防止対策

(1) 宮城県障害者権利擁護センターの設置

障害者虐待に関する通報等に対応するため、宮城県障害者権利擁護センターを設置し、社会福祉士の資格を持つ職員を1名常勤で配置している。

(2) 障害者虐待防止権利擁護研修会の実施

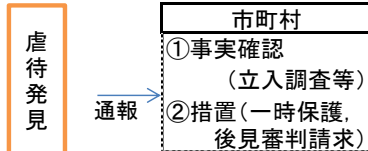
市町村職員、障害者福祉施設従事者等を対象に、虐待防止を始めとする権利擁護に関する研修会を実施している。

参考

障害者虐待防止法のスキーム

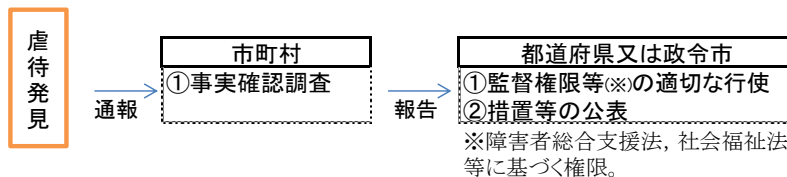
養護者による虐待

【市町村の責務】相談等，居室確保，連携確保



障害者福祉施設従事者等による虐待

【設置者等の責務】当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施



使用者による障害者虐待

【事業主の責務】当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施

